年　　月　　日

建築確認申請書等チェックリスト（建築物・設備・工作物・計画変更）Ver.9.1

※別途、「現地調査票」の提出も必要です。

申請者名	
建築場所	
主要用途	☐ 一戸建ての住宅　☐ 長屋　☐ 共同住宅　☐ 店舗　☐ 工場　☐ 倉庫 ☐ 飲食店　☐ 児童福祉施設等　☐ 車庫　☐ その他（　　）
（計画変更の場合）元確認番号	年　　月　　日　　第　　号
延べ面積	㎡　（申請部分）　㎡
構造計算	☐ 構造計算不要 ☐ ルート1 → 土木事務所審査　☐ ルート2,3 → 適合性判定必要（県委任審査機関）
代理者（設計者）	電話　　FAX 携帯　　E-mail

建築確認申請手数料

申請床面積 A（㎡）建築確認申請書第三面11のイ欄の面積による

① 基本額			② 省エネ仕様基準審査加算額（該当する場合）			
手数料算定基準床面積 A	手数料（円）（ ）内は変更申請手数料	チェック	手数料算定基準床面積 A	手数料（円） 戸建住宅	手数料（円） 共同住宅	チェック
＜ A ≦ 30㎡	11,000	☐	A ＜ 200㎡	12,000	22,000	☐
30㎡ ＜ A ≦ 100㎡	20,000	☐	200㎡ ≦ A ＜ 300㎡	13,000		☐
100㎡ ＜ A ≦ 200㎡	31,000	☐	300㎡ ≦ A ＜ 2，000㎡		35,000	☐
200㎡ ＜ A ≦ 300㎡	43,000	☐	2，000㎡ ≦ A ＜ 5，000㎡		55,000	☐
300㎡ ＜ A ≦ 500㎡	46,000	☐	5，000㎡ ≦ A		71,000	☐
500㎡ ＜ A ≦ 1，000㎡	48,000	☐	※不等号に注意	②＝	円	
1，000㎡ ＜ A ≦ 2，000㎡	71,000	☐				
2，000㎡ ＜ A ≦ 10，000㎡	207,000	☐				
10，000㎡ ＜ A ≦ 50，000㎡	311,000	☐				
50，000㎡ ＜ A	531,000	☐				
エレベーター、エスカレーター	11,000（7,000）	☐				
小荷物専用昇降機	6,000（4,000）	☐				
工作物	11,000（6,000）	☐				
①＝	円					

☐減免規定適用

☐建築物の計画変更の場合（変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合は当該部分の床面積））について算定

☐移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の場合（当該部分の床面積の2分の1）について算定

確認申請手数料 ①＋②＝	円

※ 確認申請書等の受理時の審査として次の①から⑥までを確認します。これらの確認ができない場合は申請を受理できない場合があります。
※ なお、申請書等の受理後、法令に適合しない場合又はチェック内容が事実と相違している場合は確認済証を交付できない場合がありますので、事前のチェックを十分に行ってください。

■申請者等において、指針による受理時の審査内容を確認のうえ、下表①～⑥のチェック欄 ☐ にチェック（レ）をお願いします。

① 設計者の記載の確認

申請書	適用	確認図書	申請者等	受付	審査	備考
第1面 第2面	設計者	申請書第1面と第2面との照合	☐	☐	☐	
設計図書	設計者の資格の記載及び記名の確認	・正本のすべての図書 ・構造計算書（表紙のみ）	☐	☐	☐	

② 正本及び副本の整合性の確認

区分	確認内容	申請者等	受付	審査	備考
正本・副本	受付時に法令上必要な添付図書が提出されていること ・ 確認申請書（正・副） ・ 認定書の写し（正・副） ・ 規則により規定されている図書及び添付書類（正・副） ・ 建築計画概要書（建築物）・築造計画概要書（法第88条第2項工作物） ・ 委任状（代理者が申請する場合） ・「構造計算の安全証明書の写し」（建築物） ・ 建築工事届（建築物）	☐	☐	☐	

③ 構造計算適合性判定の申請状況　申請書第2面7欄　　↓いずれかにチェック

確認内容			申請者等	受付	審査	備考
申請済み	判定終了	・適合判定通知書（原本or写し） ・判定申請書・図書（副本）	☐	☐	☐	
	判定中		☐	☐	☐	
未申請	提出予定		☐	☐	☐	
申請不要			☐	☐	☐	

※ 裏面に続く

④ 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出状況　申請書第2面8欄　　↓いずれかにチェック

確認内容				申請者等	受付	審査	備考
提出済み	判定終了	・適合判定通知書(原本or写し) ・計画書(副本or写し)		□	□	□	
	判定中			□	□	□	
未提出	提出予定			□	□	□	
提出不要	適用除外に該当			□	□	□	
	省エネ審査の対象外(建築基準法第6条の4第1項第3号に該当)			□	□	□	
	省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為(住宅のみ)			／	／	／	
		省エネ(誘導)仕様基準に基づき評価したもの	設計図書に関連項目を記載	□	□	□	
		設計住宅性能評価を受けたもの	設計住宅性能評価書(写し)	□	□	□	
		長期優良住宅建築等計画の認定 or 長期使用構造等の確認を受けたもの	認定通知書(写し) 確認書(写し)	□	□	□	
	性能向上認定、低炭素認定、大臣認定		認定通知書(写し)	□	□	□	

⑤ 設計者等の資格等の確認(申請書及び建築計画概要書等)

区分	確認内容	申請者等	受付	審査	備考
代理者	・委任状(代理者による申請の場合)との整合 ・建築士事務所に所属する建築士や行政書士などの有資格者	□	□	□	
設計者	建築士事務所に所属する建築士であるか	□	□	□	
工事監理者	・建築士事務所に所属する建築士であるか ・未定の場合 「未定:決定次第報告」 と記入	□	□	□	

⑥ 設計者の業務範囲の確認

区分	確認内容	申請者等	受付	審査	備考
設計者	第3面及び第4面を照合し、建物規模・構造に応じた設計者の業務範囲を確認する。	□	□	□	

敷地内の既存建築物の状況についての確認

建築物の確認申請においては、下記の2項目についてチェック欄 □ にチェック(レ)してください。

1 既存建築物と検査済証の有無

□ 敷地内に既存建築物は無い OK 終了

□ 直近の検査済証交付時の内容と相違ない OK　⇒ 検査済番号・交付日を配置図等に記載済み 2へ進む

□ 直近の検査済証交付時の内容と異なる(検査済証が無い場合も含む)　⇒ 2へ進む

2 敷地内の既存建築物の状況と対応方法

- 申請建築物と別棟
 - 申請に係る敷地及び建築物の法適合性に**影響なし**
 - 既存建築物に**違反なし** □ OK
 - 〃 **違反ありor不明** □ 土木事務所と協議の上、申請は可能。ただし、違反事項があれば別途、是正措置をとっていただく必要あり。
 - 〃 **影響あり** □ 確認済証の交付不可。事前に是正措置をとっていただく必要あり。
- 申請建築物と同一棟
 - 現行法適合である
 - □ 増築後も現行法適合である OK
 - □ 増築後に法不適合部分が生じる ⇒ 法不適合部分の措置を記載した図書の添付が必要
 - 既存不適格である
 - □ 現行法に適合させる ⇒ 現行法に適合するための措置を記載した図書の添付が必要
 - □ 緩和の基準を適用する ⇒ 既存不適格調書添付が必要
 - 上記に該当するかどうか不明or違反建築物である
 - □ 現行法に適合させる ⇒ 土木事務所との協議が必要

「既存建築物の現況調査ガイドライン」に基づく現況調査報告書の活用が可能です。

記入者氏名	
□ 建築主　□ 代理者　□ 設計者	

※上記について、実際と異なる内容を記載して確認申請を行った場合、罰則の対象となる場合があります。
(例)法第99条:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (第6条第1項、第7条第2項第3項違反)